

堺市人権施策推進審議会会議録（概録）

（開催日：平成29年11月17日）

## 堺市人権施策推進審議会会議録（概録）

日 時：平成29年11月17日（金）午前10時から

場 所：堺市消費生活センター 会議室

出席者：（委員）

中井委員、西田委員、小倉委員、金委員、新ヶ江委員、中田委員、西川委員  
（堺市）

河村市民人権局長、西田人権部長、辻林男女共同参画担当部長、  
藤原学校教育部部理事、  
為野人権企画調整課長、出野人権企画調整課参事、松村人権推進課長、  
水谷人権推進課参事、黒田男女共同参画推進課長、中島人権教育課長  
（傍聴人）3人

（開会）

1 委員紹介

2 市民人権局長挨拶

3 審議案件

（1）会長・副会長の選出について

ア 会長選出

小倉委員が中井委員を推薦

出席委員全員異議なし

中井委員了承

中井委員を会長に選出

イ 副会長選出

小倉委員が西田委員を推薦

出席委員全員異議なし

西田委員了承

西田委員を副会長に選出

（2）ヘイトスピーチ・部落差別解消法を受けた対応について

○出野人権企画調整課参事　ヘイトスピーチ・部落差別解消法を受けた対応につきまして、ご説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。資料1では「ヘイトスピーチ・部落差別解消法」公的施設に関する庁内検討会において、公的施設の窓口での対応についての検討結果をご報告させていただきます。なお、本件につきましては、前回開催いたしました審議会でも中間報告をさせていただいておりました。

本日、資料としてお配りしているものは、あくまで庁内検討会の検討結果でございます。本審議会のご意見を頂戴した上で、庁内の手続きを経て、意思決定を図ってまいりたいと考えております。

それでは、具体的説明に入らせていただきます。資料1の前段記載の部分ですが、庁内検討会は、本市を取り巻く現状や経過を受け、公的施設の貸出しについて、ヘイトスピーチが疑われる利用申請に対し、まず何ができるのか、何をすべきなのかを検討する目的で立ち上げました。資料の中で、検討事項を4点書いておりますが、その中でも一番のポイントと考えたのは、公的施設の貸出しについて、庁内において統一的な取り扱いができる仕組みを作ることです。また、施設の貸出しについて、どのような対応ができるのかなどを中心に考えてきました。

なお、検討を進める中で、改めて憲法や地方自治法の法的解釈を踏まえた上で考えていく必要性がありました。資料には、リーガルチェック等を踏まえた検討結果と記載しておりますが、リーガルチェック、つまり法律相談を弁護士の方々や法制部門の行政担当者等に対して実施しました。それらのご意見を踏まえた検討結果として、下記以降、お示ししているところでございます。

まず、資料1中段の公的施設でのヘイトスピーチ及び部落差別を抑止するための対応をまとめさせていただきました。ここで留意点の欄にも記載していますが、やはり庁内検討会を始めるにあたり、人権の視点を持った対応を行うことが大切であると考え、当事者の方々の不安や恐怖を理解するために、ヘイトスピーチを行うデモの様子をDVDで視聴するなどの学習を行うことで、当事者の理解を進めながら、庁内検討会を開始させていただきました。

その結果の1つとしまして、資料2、利用申請から許可等の決定までの具体的手続きの流れ、いわば受付時のスキームをつくりました。こちらには、本市の公的施設において、窓口担当者によって対応が異なることがないように、統一的な取り扱いを行っていくためのスキームを記してあります。このスキームをもとにして、本市の公的施設において、同じ取り扱い、同じ手順を経て許可等までの確認を行っていくというところで、現段階での議論をまとめさせていただいています。これは確認行為というところにも書いておりますが、ヘイトスピーチや部落差別が疑われる場合は、利用許可等の判断を安易に行うことのないようにすべきだと考えております。受付の際には単に使用目的、使用内容欄を見るのではなく、「どんなことをされるのですか」というような聞き取りなどを行った上で、何か気になる点があれば、ウェブページ等の閲覧や関係イベントでの発言内容や過去の言動等の確認行為を必ず行う必要があるということを確認いたしました。また、利用許可を行うことによって何らかの混乱が予期される場合は、申請に対する処分の不許可や、許可後も許可の取り消しを行うことも考えることといたしました。ただ、不許可や許可の取り消しを行うこととなれば、表現の自由との関係から、やはり慎重に判断すべきであると考えてお

ります。なお、資料2の一番下段のところには、許可までの取り扱いをA、B、C、Dに分けて記載していますが、例えば想定されるA、Bというのは、常連さんが書道教室を行っている等の状況です。このようなところを全て先ほどのような確認行為をするというのは現実的ではないと思います。ただし、CとD、これにつきましては、やはり可能な限りで現場確認を行ったり、記録を残したり、必要に応じて、法律が成立したことや法律の趣旨を周知したり、啓発を行っていきたいと考えております。それを1枚の表にまとめ、全ての公的施設の窓口に設置し、記載の取り扱いを行うことを確認いたしました。

次に、資料1と資料4をご参照お願いします。資料1では、中段の公的施設でのヘイトスピーチを抑止するための対応の中に、対応策というところがございます。こちらのポイントとしては2点ございます。1点は、公的施設の窓口での啓発を強化していくことです。もう1点は、継続的に市民の方々への一般的な啓発を充実、強化していくことです。そのうち、対応策の中で、申請窓口での対応には、利用規約に啓発文を記載し交付するということを書かせていただいております。これを説明するにあたって、資料4をご参照お願いします。公的施設におきましては、形態は異なるものの、實際上、細かなルールを取り決める利用規約というものがございます。記載する位置は利用規約の書式により違いがあるかと思われませんが、その中に、具体的に『「ヘイトスピーチ解消法」（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）、「部落差別解消法」（部落差別の解消の推進に関する法律）が施行されました。堺市は、すべての人が安心して暮らすことができる人権尊重社会の実現をめざしています。』という啓発文を、既にご利用されている方や施設を初めてご利用される方など、全ての利用者にお渡しすることとございます。現状、庁内検討会の素案ということとございますので、若干の文言が変わる可能性はあるかもしれませんが、このような趣旨において、本市の姿勢を打ち出し、あわせてヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消法の周知も図ってまいりたいと考えております。

資料1をご覧ください。中段の公的施設でのヘイトスピーチを抑止するための対応の中にある対応策のところでは、窓口にポスター・啓発文を掲示、カウンターサインの設置と記載しています。本市で行われている例として、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録をめざす内容を記載した小旗を窓口に設置していますので、同様の小旗に啓発文を記載して設置してはどうかという意見がありました。そのほか、状況に応じて使用される施設に啓発ポスターの追加掲示を行うことや、主催者への啓発チラシの配布、公用車に啓発文が記載されたマグネットシートを張りつけて啓発する、あるいは啓発セミナー等を開催し、不当な差別は許されないことを啓発し、さらなる人権啓発などを通じて、市民に周知を図り、その理解と協力を得て、不当な差別的言動の解消を図っていく社会づくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、先ほどお示しいたしました対応策の中には予算が必要なものもございますので、

確定的に実行をお約束できない部分もございますが、予算化されればできるだけ速やかに取り組んでいきたいと考えております。また、公的施設の利用申請にかかる手続きの運用や利用規約への啓発文の掲載などは、本市の意思決定を経た上で、庁内で開始時期等を調整し、できるだけ早期に実施してまいりたいと考えております。

最後に資料3で庁内検討会での主な検討項目及び意見についてご説明させていただきます。庁内検討会は平成28年度3回、平成29年度4回、合計7回開催しており、その中の主な論点は、ヘイトスピーチとは何か、ヘイトスピーチ解消法と部落差別解消法が成立した背景や趣旨を確認いたしました。また、全国の事例を確認し、窓口での統一した対応のためになすべきことは何か、現行条例において抑制することは可能か、各施設での効果的啓発手法についてのアイデア出しなどを行ってまいりました。また資料の中には、主な内容とともに、庁内検討会委員の中から発言があった主な意見を記載させていただいております。これら、さまざまな観点から庁内検討会で検討を積み重ねた結果として、本日お示しさせていただきました庁内検討会での主な検討項目及び意見を取りまとめ、報告をさせていただいたということでございます。

○中井会長　ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はありますか。

小倉委員、お願いします。

○小倉委員　これは、ヘイトスピーチ解消法が成立したということで、この庁内検討会において公的施設の貸出しについて具体的に取りまとめる後押しになったということもありますでしょうか。西文化会館の件に関して、その当時、この審議会でもかなり議論した経緯がありますが、これが案に出るまでに2年、3年たちました。ですから、今年のヘイトスピーチ解消法ができたということで、公的施設の貸出しについて、具体的に取りまとめる後押しになったのでしょうか。

○出野人権企画調整課参事　確かに、西文化会館での出来事があり、また、京都朝鮮第一初級学校事件などがありましたので、さまざまな形での啓発というのは考えていました。ヘイトスピーチ解消法にしましても、部落差別解消法にしましても、罰則規定がない法律ではございますが、ヘイトスピーチや部落差別は、人権侵害であり許されないものであるという認識を持っております。この認識において、公的施設は公共の福祉のために市民の皆様方が利用される場所であり、そこでどのような対応ができるのかということは、ほかの啓発を進めるとともに、優先的取組事項として、取り組んでいかなければならないという認識であり、法成立というの大きなきっかけになって始めさせていただいたと考えております。

○小倉委員　今回、全庁的に統一的な取り扱いができる仕組みづくりができたということは、混乱を未然に防ぐという点からもよかったですと思います。

○中井会長　中田委員、お願いします。

○中田委員　　まず、基本的にお聞きしたいのですが、この資料にありますとおり、いろんな方向から考えられるということでしたが、基本的には貸出すことが前提になっているのでしょうか。よほど何か事前にヘイトスピーチや部落差別、障害者差別も含んでですが、これらを行うという情報などにより、行うということが明らかでない限り、基本的には貸出すという方向で決めているのでしょうか。

○出野人権企画調整課参事　　公的施設につきましては、基本的にお貸しするというということで考えております。

○中田委員　　会議室などの密室を貸出す場合もあります。そこにカメラがあるわけではないので、何をされているかわからないけれども、利用申請の用紙では、一応こういう集会をしますということになっていて、例えば在日韓国・朝鮮人の方に対する歴史的な学習ということをやりながら、実は内容的にはとても悪質なヘイトをやっていたということであつたとしても、それはもう仕方のないということになるのですか。

○出野人権企画調整課参事　　結論的に、良いか悪いかといいますと、好ましくはないというふうには考えていますが、市民の人権保護という観点、あるいは、先ほどの啓発文にもありました「すべての」というようなところに関しましては、偏向した考え方というものも存在すると思います。密室で行われていることが他者や周りの方々に及ぼす影響が危惧されるということであれば、もう少し進んで考えていかなければならないかと思うのですが、例えば会議室などの密室において、その特定団体の中だけで行われるこれにつきましては、それを不許可や許可を取り消すということは非常に困難であると考えております。

○中田委員　　もっと具体的に例を挙げて申しますと、例えば、堺市立人権ふれあいセンターに部落差別の拡散をやっているメンバーがやってきて、学習室や多目的室を貸してくださいと申出があつた場合、それでも貸出しということになるのですか。内容的に利用申請の用紙だけだったら判断できませんよね。

○出野人権企画調整課参事　　先ほども申し上げましたように、単純に判断はできないかと思います。つまり、表現の自由と地方自治法の基本原則からすると、公的施設というのは貸出すことが前提であると考えています。例えば会議室というのは、ある意味議論する場ということになってきます。私どもが一般論として、利用申請についての許可や不許可の場合を、今この場で即答するというのは、非常に困難です。個別的かつ具体的にそれらの発言内容、行動内容がどのようなものなのかということは、十分踏まえた上で判断していくべきであると考えております。

○中井会長　　市における行政の役割として、市民の人権を守るところで、私たちは、ヘイトスピーチに対する規制だとか、いかにヘイトスピーチによって嫌な思いをする人たちを守っていくかということで議論を行ってきました。一方で、表現の自由という権利を守ることが行政の役割ですので、そういうことを言いたい人、しゃべりたい人の表現の自由というのが、どこまで規制できるかというところで、ぎりぎりの議論をして

いると思います。先ほど例に出された多目的室というのが、どういう構造になっているかはよく知らないのですが、一般の人、例えばそこに参加しない人、したくない人にはどれぐらい見えたり聞こえたりしてしまうのかということで、規制をかけるか、かけないかというのも変わってくると思います。つまり、密室であればいい、ただし、例えば表に会議の内容がわかる看板を出す、密室であっても、戸を開け放つようなことはやめてくださいということになれば、A、B、C、D、不許可の判断以外にも、条件付きでの貸出しのようなことも、今後、実際の運用の中では起こってくるのではないかとすることも想像がつきます。この点については、具体的な事案を扱いながら、また、私たちにも教えていただき、議論させていただけたらと思います。

西川委員、お願いします。

○西川委員 公的施設の貸出しについての規制ですが、優先取組とはなっていますが、多くの差別解消の取り組みの中で、どのような位置づけになるのかなというふうに思いました。この資料1の流れを見ますと、一方向的といいますか、順を追う形で書かれていて、その最後には不当な差別的言動の解消と書かれており、この「言動」とちょっと狭く書かれていますけど、もしかすると構造的な排除とかも含まれているのかもしれない。いずれにせよ、公的施設の貸出しの規制だけでは、差別的な言動の解消、あるいは構造的な差別の解消に、つながらないのではないかなという気がしました。

この図では、一応、順を追って差別的なことが解消されるようになっていますが、取り組みとしては、恐らくいろいろなものがあって、ここでも書かれています人権啓発も1つだと思えますし、あるいは、真っ先に思いつくのは、教育機関、小学校、中学校、高校などでの教育があります。また、そこまで考えなくてもいいのかもしれませんが、こういうヘイトスピーチなど、社会的な排除が起こる背景や社会心理などを社会学の観点から考えると、このような社会的排除が起こりやすいのは、社会の緊張状態が高まったときに、誰かが悪いのかという、いわゆる帰責性、つまり誰の責任に帰することができるのかということになり、その「適当な」人を見つけて、その人にスティグマを押しつけて、それで排除して、問題が疑似的になくなった気になるというような話もあります。つまり、そういう社会的な背景といいますか、緊張状態に関する取り組みですとか、ちょっと回り道しましたが、公的施設の貸出しだけではなくて、啓発や教育あるいは社会を安定させる人間関係などの安定化の取り組みなどいろいろなものがある中で、公的施設の貸出しについては、どういう位置づけにあるかなと思いました。

○為野人権企画調整課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思っております。まずは、こちらの公的施設の使用に関しての検討をさせていただいて、その後、さまざまな取り組みをしていかないと解消にはつながらないと思っております。今回ご報告させていただいたのは、まずここから始めさせていただいたということで認識いただければと思っております。

○中井会長 新ヶ江委員、お願いします。

○新ヶ江委員 参考までにお伺いしたいのですが、この公的施設の貸出しについて、今回このような形でヘイトスピーチ解消法と部落差別解消法に基づいて検討されているということですが、このほかに、この公的施設の利用が制限される場合というのは、この差別などとは別に何かあるのでしょうか。

○出野人権企画調整課参事 公的施設の設置及び管理等におきましては、必ず条例が定められています。通常その条例の中には利用を制限すべき項目が記載されています。条例により若干記載形式が違うというものもございしますが、主なものを申し上げますと、公序良俗に反するとき、それから管理上支障が生じるとき、あるいはもっと極論を言えば、有料施設であるのにお金を払わないなどが主な制限の項目としてございます。

○新ヶ江委員 ありがとうございます。

○中井会長 こういう形で庁内検討会を立ち上げていただいて、7回にわたってご議論いただいたということが、まさに先ほど西川委員のほうから啓発という言葉が出ましたけれども、まず、堺市の市役所の中でのよい啓発として、とてもよい取り組みをしていただけたなというふうに思いますので、ぜひ早く運用を開始していただいて、またいろいろと教えていただきたいと思います。

中田委員、お願いします。

○中田委員 この新法が3つできたということで、資料4のところの下の注釈書きには、この法律ができましたとして法律を羅列して、そして堺市はすべての人が安心して暮らすことができる人権尊重社会の実現をめざしていますと優しい遠隔的な表現になっていますが、資料1に書いているように、不当な差別は許さないだとか、なぜそういう文言を入れているのですか。これだったら読んで終わりという感じで、この法律を読んだことがない人であればわかりにくいと思うし、もう少し言うならば、ここが政令指定都市になったときにつくった「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」のことも何で入っていないのでしょうか。たくさん入れるのは難しいと思いますが、やはり「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」が基本になっているのではないかなと思っていますが、それはいかがですか。

○出野人権企画調整課参事 条例や規則、それから実際の運用上の利用規約と、さまざまな段階で、どんなことができるかなということを検討してまいりました。その中で、先ほどの憲法上の問題などを踏まえまして、まずはということになろうかと思いますがけれども、利用規約のほうに文言を入れさせていただく案も示させていただいていますが、そこに正直なところ、施設を使用させないとか、あるいは、もう少し緩めれば許さないなどの文言を入れますと、実は使用許可に係る手続きの部分と一体化して捉える、行政側からすればそういう意図はございませんということは申し上げることができると思いますが、受けとめられる方々からすれば、それは思想信条に立ち入るという考え方もあろうかと思いま

す。

あくまでこれは、一つのスタートとしまして検討させていただいたものであって、ここからさらに効果的なものを考えてまいりたいと考えています。

○河村市民人権局長 貴重なご意見、ありがとうございます。おっしゃることにつきまして、もっともかなと思っております。ただ、法律上に禁止するという部分がない中で、どこまでの対応がいいのか考えているところです。本日お示ししている部分は、市の主な所管の課長級等が関わっている庁内検討会で検討させていただきました現状の報告でございます。

例えば、必ずしも可能であるわけではないですが、法務省が作成しているキャッチコピーのヘイトスピーチは人権侵害である趣旨の文言まで入れるか入れないか、どこまで記載できるかという部分は、今後さらに庁内検討会で検討していく中で、もう少し踏み込めるか踏み込めないかについては、慎重に議論していきたいなと思っております。

中田委員のご指摘は、重々理解しておりますので、もうしばらく考えさせてください。

○中田委員 わかりました。

### (3) L G B T 相談の開始について

○中井会長 続きまして、L G B T 相談の開始について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○松村人権推進課長 今年度、L G B T 相談を開始する準備を進めてまいりましたことについてご報告させていただきます。

資料に沿ってご説明いたします。まず、目的や概要ですが、L G B T など性的マイノリティに対しては、社会において根強い偏見がございます。その方々が誰にも相談できず苦しい思いをされていることが多いということは、新聞報道などでも取り上げられているところです。このような中、12月から始まる人権週間に合わせて12月1日から人権相談ダイヤル専用回線を設け、L G B T を含むさまざまな人権に関する相談を受付けることにいたしました。L G B T の相談だけを専門に受付けるわけではありませんが、今までになかった専用回線を設け、そして毎週水曜日はL G B T の相談にも対応とし、水曜日に絞った形で広報していきたいと考えております。

なぜ週1回なのかというご指摘もあろうかと思えますけれども、近隣他市町村の状況を見ますと、淀川区でまず先行して始められましたが、このときには回線がパンクするほどに、電話が鳴りっ放しだったという報告を受けております。そういった混乱を最初は避けたいため、水曜日に限定し広報していく考えです。

相談を受ける際には、当然しっかりと傾聴もしていきます。他市の事例によりますと、しっかりと傾聴することで、大体の相談はよい終わり方をすると聞いております。また、中にはそのことを原因としまして、自殺が懸念されることや学校でいじめに遭っていること、

解雇されたこと、あるいは相続などの法律の問題が出ているというご報告も受けておりますので、このような専門相談が必要な場合には、しっかりと寄り添い同行するような形で相談を専門機関につないでいこうと考えております。

相談の体制ですが、専門相談員を雇うのではなく、人権推進課の相談担当職員が対応し、先ほど申しあげましたように、必要に応じて本市の相談機関や当事者団体、NPOなども紹介していきたいと考えております。

また、プライバシーの保護は、非常に大事なところになります。電話相談、面接相談ともに、相談員が知り得た秘密を厳守することはあたり前の話ですが、他の機関や団体等に相談をつなぐ場合には相談者の意向、例えば名前を出していいのかなど、そういったところについても丁寧に確認しながら進めていきたいと考えております。

市民への周知は、広報さかい12月号及び堺市ホームページでの掲載を考えております。また、チラシなども各区役所の窓口に配架していくことを予定しております。

また、このような相談は福祉部門や保健部門には既に入っていると聞いております。庁内で連携して、福祉部門や保健部門において今まで対応できなかったものについては、私どもの一般相談につないでいただく流れも考えておりますし、庁内でもそういう連携を図っていくことの調整を行っているところです。

その他の課題といたしまして、傾聴するだけでは収まらない、制度設計が必要な要望がたくさんあると考えております。その場での解決には至らないかとは思いますが、それを人権部が市民ニーズ・課題として集約し、庁内で横断的に対応をしていきたいと考えております。

また、最後になりますが、今回LGBT相談ということで、相談だけが突出しているような印象を受けられるかもしれませんが、人権推進課といたしましては、近年啓発にも随分力を入れておりまして、講演会や市民対象のパネル展示などについては、今までも取り組んできたところでございます。あわせて報告をさせていただきました。

○中井会長　ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はありますか。

西川委員、お願いします。

○西川委員　体制のところ、必要に応じて本市相談機関、当事者団体、NPOなどを紹介とありますが、紹介先の確認はどうされるのですか。当事者団体やNPOなど、どこにでもつなげばいいというものではないということと、その団体というのがどういう団体であり、どのような活動をしているのかということ。なぜこのようなことを申し上げるのかといいますと、例えば他府県において、路上生活の方に対して行政が紹介したアパート施設が貧困ビジネスに加担していて、生活保護費から会費などを搾取していたことが発覚したということもありました。あるいは、ジェンダーや性に関する団体の中には、それが実際にはどうかかわからないのですが、違法じゃないかというふうに言われている団

体があるかもしれません。ほとんどの場合、当事者さんのニーズに合っていれば問題ないと思いますが、団体がどういう団体なのかということを確認したほうがよいのではないかという気はしました。

○松村人権推進課長　ありがとうございます。私たちは啓発活動をする中で、いろいろな団体とつながりを持たせていただけてきました。その中で、大阪府や大阪市など、公的な機関の委託を受けているところに今のところは絞って考えております。

○中井会長　新ヶ江委員、お願いします。

○新ヶ江委員　いくつか質問させていただきたいと思いますが、このような形でLGBT相談を開始されるということについては、ぜひやっていただきたいなと思っているところですが、既にここ数年このLGBTの問題はかなり社会的な注目が高くなっていて、例えばある調査によると人口の7.6%いるということも言われていますし、電話相談なども、既にいろいろなところで行われていると思います。それらの現状把握やいろいろな都市で行われている調査などを事前に調べられてこのような形での相談をされようと思ったのでしょうか。

○松村人権推進課長　そのとおりでございます。先ほど淀川区の事例を申し上げましたが、実はもう去年ごろから、この近辺では伊丹市や宝塚市で始められています。なお両市の相談体制は、市役所の職員だけで行っていると聞いています。

○新ヶ江委員　それと5番目のところに、そういうニーズを踏まえた上で、今後その対応の設計をされていこうと想定されているのかなと思うのですが、もう既にいろいろなところで、このLGBTの問題について問題になっていますよね。それで必ずしも電話相談をしなくても、悩みを抱えている方はいらっしゃると思いますし、特にパートナーシップ制度をいろいろな地方自治体が動いてつくっているところですが、例えば病院でパートナーの死に際に会えないとか、不動産屋で家を貸してもらえないという問題は、既にほかのところでも問題になっているところでは、この電話相談を置くことによって、ニーズを把握するというのはもちろんそうだと思うのですが、既に7.6%いるということなので、これと並行しながらそういうような形でのLGBTに対する施策というのは、進めていったほうがよいのではないかなと思っています。

パートナーシップがどうこうということではないですけども、既にパートナーシップ制度を実施している地方自治体もいろんな動き方をしている、市長が先導となってやっているところもあれば、地域のNPOの人たちからこういう施策をつくってほしいということとされているところなど、いろいろなタイプがあると思いますが、既にいろいろなところでこの問題はありますので、それを踏まえた上で電話相談をしつつ、進めていくことが必要なのではないかなということをお印象として持っています。

○松村人権推進課長　実は相談を始める前に、当事者の方々との意見交換の場を1回持つことができました。やはり人権部以外の役所全体を動かしていく際には「堺市にはこの

ような実際の声がある」ということをしっかり踏まえることで、非常に効果的なものになるというふうに考えておりますので、参考にさせていただきます。

○新ヶ江委員　ぜひ、進めていただきたいと思います。

○中井会長　西川委員、お願いします。

○西川委員　目的・概要のところ、LGBTなど性的マイノリティというふうに書かれていますが、LGBTでない性的マイノリティの方も相談できるようにするといいかないと思います。

例えばLGBTには含まれないインターセックスの方であるとか、何か望まないような医療を受けてどちらかの性になって、それで医療的な問題あるいは心の問題、あと人間関係など、LGBTには含まれない方のいろいろな悩みなどもあると思いますので、そういう方への配慮ということが必要ではないかと思います。

あわせて、この下の図のところ、労働、学校、法律問題、こころとあるわけですが、インターセックスの方のことを考えると、医療とか体の悩みに加え、インフォーマルな人間関係なども概念として入れてもいいのかなという気がします。それは何と表現したらいいのかかわからないのですが、医療・福祉などという形になるのかなと思います。

申し上げたのは2点ですね。LGBTに含まれない性的マイノリティの方も相談しやすいようにするとよいのではないかとということと、この図で体のことや人間関係なども相談し得るような概念というか考え方を入れる、例えば福祉などを入れるのがいいのかなと感じました。

○松村人権推進課長　ありがとうございます。LGBTという言葉をごここまで出しているのかということも、庁内では議論があるところでした。ただ世間ではLGBTという言葉がようやく認知され始めたところで、そこに性自認とかSOGIとか、そういう新しい言葉を入れていく、あるいはもっとたくさんの新しい説明を盛り込んでいくと、市民の方には理解されにくいのではないかと考えています。まずは、今回ご説明させていただきましたことから始めていきたいと考えておりますが、おっしゃられていることについては私どもが啓発も担当しておりますので、しっかりと補っていきたいと考えております。ありがとうございます。

○中田委員　体制のところには、相談は人権推進課職員で対応することになっています。日々研鑽されていると思うのですが、部落問題でも同じことですが単なるDV被害で相談をするのと、その人の背景に部落問題があるのとでは全然違います。対応する人の立場や受けとめ方などの研修は、どのように行われて能力などを高められるのでしょうか。人権推進課職員で相談に応じる方の保障はあるのでしょうか。

○松村人権推進課長　この相談を始める前に、当事者の方々に来庁していただいて、人権部だけではなくて、相談を受ける可能性のある職員を対象として、研修を行いました。性的マイノリティの方のしんどさというのは、研修を始めたところですが、その人の背景

にある複合的なことという、正直なところ、やりながら追いつくしかないかなと考えております。

ただどの相談も、1つの要素だけの相談を受けているわけではないというのが基本的にはあると思いますので、それぞれの場面で相談を担当している職員のトレーニングや素養などを信頼しながら進めていきたいと考えております。

○中井会長　これは、フリーダイヤルですか。

○松村人権推進課長　フリーダイヤルではありませんので、長引くときにはかけ直しなどの対応を行いたいと思います。

○中井会長　わかりました。

西川委員、お願いします。

○西川委員　水曜日は専門の研修を受けられた方が担当されるということですか。

○松村人権推進課長　LGBTに特化して研修をしているわけではありませんが、相談員として経験もあり、相談員としての庁内研修も行っている職員が担当する予定です。LGBT相談を開始するというので、この半年間庁外研修にも何度も派遣して、知識も気持ちも高めてきております。

○西川委員　水曜日に限定するというのは、着目してほしいということですか。いろいろな人権の問題がある中で、LGBTとなると見過ごされてしまうので、水曜日はLGBTの相談の日にするということでしょうか。

○松村人権推進課長　その面もありますが、相談の電話が殺到するかもしれないという心配がありましたので、水曜日でしたら必ず相談員が出て、しっかりとした相談体制がとれるということで水曜日に絞っています。

ただおっしゃられたように、「水曜日はLGBT相談の日」というような打ち出し方も市民向けには予定をしております。

○西川委員　ありがとうございます。

○中井会長　金委員、お願いします。

○金委員　案件2のヘイトスピーチの件でよろしいでしょうか。

○中井会長　はい、どうぞ。

○金委員　持参資料1（人種差別を扇動するヘイトスピーチ規制条例の制定を求める要望書）をご参照お願いします。国のヘイトスピーチ解消法ですが、簡単に施行されたわけではないと言う事をおさらいのつもりでお話しさせていただきます。

2016年9月15日に韓国民団堺支部は、竹山市長始め、各政党、そして議長宛てにこの要望書を提出しました。ご存じのようにここ数年、主に在日韓国・朝鮮人を標的としたヘイトスピーチデモは、日本各地で頻繁に起こっています。そして聞くに堪えない暴言に対して、私達は耐えがたい恐怖を感じていました。2014年8月、民団等は「国連人種差別撤廃委員会」に日本の状況を訴えました。その結果国連は日本に対し、差別禁止

法を制定するよう勧告しました。そして320を超える地方議会が差別禁止法の制定を求める意見書を国に提出することとなりました。堺市議会では私は傍聴したのですが、山口典子議員が力強く主張しておられました。その後ヘイトスピーチ解消法が国会で成立、2016年6月3日付で施行されました。

今回成立したヘイトスピーチ解消法第4条において、ヘイトスピーチを解消していくにあたって、国及び地方公共団体の責務を定めており、地方自治体に対して当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう求めるなどとしています。

堺市では全ての人が尊厳ある生命を全う出来るような社会作りを進め、人間の安全保障に積極的に関与、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」を掲げ、在日韓国人を始め、外国人に対する施策に取り組んでこられました。堺市ではヘイトスピーチ対策法の趣旨と精神に基づき、ヘイトスピーチを具体的に規制するとともに、人種差別や民族差別について、教育、啓発する条例の制定が喫緊の課題となっているところであります。要望書は、堺市長竹山修身様におかれましては、こうした点を十分に考察賜り次のような内容を早急に実現して頂きたいと心よりお願い申し上げます。堺市としてヘイトスピーチ対策を目的とする条例を制定して下さい。条例において、排外主義団体の行おうとしている人種差別を扇動するデモや集会などの行動に対しては、公共施設の使用を規制するなど、ヘイトスピーチ対策をする予防的措置を検討して下さい。そして地域住民や地域公務員を対象に、人権教育を始めとした啓発活動を幅広く実践する旨を明記して下さいと言う内容のものであり、これを提出しました。そして韓国民団大阪府本部青年会のほうは、2017年7月6日に要望書（ヘイトスピーチをする者に公共施設を貸さないで下さいと言う主旨）を提出させて頂きました。

資料1の本市を取り巻く状況の箇所を見て頂けますか。ここでは堺市内での大規模なヘイトスピーチデモは確認されていないと記載されており、平和に暮らしているように見えますが、決してそうではないと言う事です。ヘイトスピーチ解消法が施行されて1年半が経とうとしています。裁判所が特定の地域でのデモを禁ずる仮処分決定を出したり、警察が取り締まりを強化したり等、一定の抑止効果を生んでいるのは確かで、特定の人種や民族の差別をあおるデモは減少傾向にあります。インターネット空間でのヘイトスピーチはひどくなっています。大阪市はこのほど、ヘイトスピーチと認定したネット上の動画3件の内容、本名はわからないそうですが、投稿者名、ユーザー名を公表しました。2016年7月、全国で初めて制定した大阪市条例に基づく処置でした。小学生でもパソコンやスマートフォンを利用する事から、教育現場での啓発に国全体が取り組むべきです。SNSの一つである「Facebook」では、ヘイトスピーチの対策として全世界で問題のあった投稿を一ヶ月あたり約28万8000件削除したが、まだまだ消しきれない状態です。

次も残念なデータがあります。法務省は3月、在日韓国・朝鮮人を含む約4200人の中長期滞在外国人を対象にした差別に関する調査結果を公表しました。3割の人が差別

的発言を受けた、4割の人はアパート等の入居を断られたと回答しています。堺市内も表に出いてませんが色々な差別があります。

それと資料2に記載されているところの利用申請者からの聞き取りでは、今までとは違い、ヘイトスピーチ抑止のために、担当者も緊張感を持って頑張っているようです。また資料4の中にヘイトスピーチ解消法と記載されている所を見たときに、取り組みが、やや進んでいるかなと感じました。

それと川崎市は市立公園など、公的施設におけるヘイトスピーチを事前に規制するガイドラインを作成しました。2018年3月からはヘイトスピーチを行う恐れがある場合、市が施設を使わせないように出来る事になっています。運用面の課題はあるようですが大きな一歩であります。川崎市が施設を貸出す場合、3名程度の第三者機関に意見を聞くようですが、堺市は法律相談をされるようですね。法律家に相談を行う際には出来れば国際法のわかる弁護士や、在日外国人への差別を受けている当事者を入れて頂きたいと思えます。差別を受けた心の痛みは当事者が一番わかります。当事者でない日本の方がチェック出来ない事もあると思えますので。例えば、同じ「朝鮮、朝鮮」と言っても、イントネーションの違いで本当に辛く感じる事があります。でも当事者じゃない方が法律相談に対応される場合は、その辺まで気が付かないのではないかとと思われるので是非在日外国人の方も入れて頂きたい。例えば女性問題の事は女性が入り部落問題に関しては当事者の方も入って一緒に審議すると言う事は大事な事じゃないかと思えます。

資料1の対応策のところ啓発の言葉が良く出てきますが、効果が余りともなわないのではないかと思われます。というのは、前回の堺市人権意識調査の回答で、気になるところがいくつかありました。ヘイトスピーチを知らない等、ショックな回答もありました。時間と経費をかけた割には啓発の効果が少ないという事です。効果的な啓発方法としては、ヘイトスピーチ問題について期間を定めて集中的に、徹底的なキャンペーンを行う必要があるのではないのでしょうか。

次に資料2の利用申請から許可までについて、徹底した確認行為、リーガルチェックによって公共施設をヘイトスピーチをする人から守ってほしいです。

○中井会長 ありがとうございます。

ただ今、案件2についてご意見などをいただきましたが、何か事務局からお答えになるべきことはありますか。

○為野人権企画調整課長 さまざまなご意見をいただきまして、ありがとうございます。

本日は庁内検討会での検討結果をご報告させていただいている状態です。これで決まりましたということではないので、いろいろとご参考にさせていただいて、今後よりよい施策を行っていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○中井会長 ありがとうございます。

○西田人権部長 ご審議ありがとうございます。西川委員さんからのご指摘もありまし

たが、人権の施策について、例えば公的施設での取り組みだけではないということは、重々承知しております。総合的に進めていくべきでありますし、またその課題もさまざまな分野にわたっていると考えております。こちらにつきましても、これまで考えてきましたことに加え、今後も取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

本日の案件に絡みまして、山口委員がご欠席ですがコメントを頂戴しておりますので、ご報告させていただきます。

「堺市において、これまで人権に関する取り組みをいろいろと行ってこられたことは承知しています。特に最近では、堺セーフシティプログラムを大々的に実施しており、女性や子どもを初めとするあらゆる方々の安全・安心を守るための取り組み、ひいては全体的な人権を守るための取り組みを行っていくことに対して一定の評価をしております。」というお言葉を頂戴しております。

○中井会長　　ありがとうございました。これで本日の案件は全て終了いたしました。

本日の会議録は私と金委員の確認、署名後、各委員へ郵送させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。